

ご寄付のお願いについて

本校は明治34年7月、日下龍夫氏により小樽最初の中等学校「私立小樽商業学校」として創立され120有余年の歴史を有します。校訓「克己復礼」のもとに地域の教育の一翼を担って、躍進と発展を続けてまいりました。

現在では普通科（普通コース・スポーツコース）を設置し、大学進学や就職など多様な進路希望に対応し、卒業生は各方面において活躍の場を広げております。また、部活動においては世界で通用するトップアスリートを送り出してきました。北海道内に限らず、全国各地から夢や目標をもって集まった生徒たちは、日々充実した高校生活を送っています。今後も皆様のご支援の下、教職員一同、建学の精神に立ち返り、決意を新たに本校の教育活動の充実に努めたいと考えます。つきましては教育環境の整備、施設設備の充実に向けて皆様方からの温かいご支援とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

記

1 名称 「北照高校寄付金」

2 目的・用途

- (1) 教育活動の充実および学習環境の整備
- (2) 課外活動・部活動の充実

3 寄付金対象者

卒業生、在校生の保護者、教職員、一般の方々、法人・企業

4 募集期間

2025年度から寄付金募集を開始します。（永続的に行います。）

※お子様をご入学された年の年末までの寄付金につきましては、税法上「学校の入学に関わる寄付金」とみなされるため、寄付金控除の対象となりません。予めご了承ください。（所得税法第78条第2項）

5 寄付金額

【個人】 1口3,000円 【法人・企業】 1口10,000円

※1口未満の金額でもお受けいたします。

6 申込・振込方法

- (1) 別紙「北照高校寄付金 申込書」に記入の上、下記のメールアドレスに送付または北照高等学校事務室まで持参願います。また、お電話またはメールにてお問い合わせいただきますと寄付の方法をご案内いたします。

TEL：0134-32-0331

メールアドレス：zimu@hokusho.ed.jp

7 寄付金振込先

寄付金振込先につきましてはお電話・メールによるお問い合わせ、またはご来校いただいた際にお知らせいたします。

8 お振込み後の流れ

- (1) 確定申告について

入金を確認した後、北照高校より確定申告に必要な書類を送付します。

確定申告で「税額控除」または「所得控除」の手続きを行ってください。

法人としての寄付をご希望される場合は、別途手続きがありますので、北照高等学校にご連絡をお願いします。

※下記の書類は確定申告の際に必要となります。

- ・ 寄付金受領証明書
- ・ 税額控除にかかる証明書(写)
- ・ 特定公益増進法人であることの証明書(写)

(2) 税制上の優遇措置

北照高等学校へのご寄付は、次のような税制上の優遇措置（寄付金控除）の対象となります。

※寄付金控除を受けるには確定申告が必要です。詳しい条件についてはお住まいの地域の税務署等へ相談してください。

※寄付後の領収書発行にはお時間をいただきますのでご了承ください。

(3) 個人の場合・法人の場合

次の2つの制度から一方をご選択いただけます。

① 税額控除制度

寄付金額から税額控除額（2,000 円）を差し引いた額の 40%が、税額控除対象額となる制度です。小口寄付の減税効果が高くなります。

$$（ 寄付金額※1 - 2,000 円 ） \times 40\% = 減税額※2$$

※1…寄付金額は総所得金額等の 40%までが税額控除対象

※2…減税額は所得税額の 25%が限度

② 所得控除制度

寄付金額から税額控除額（2,000 円）を差し引いた金額が所得金額から控除される制度です。高所得者の減税効果が高くなります。

$$（ 寄付金額※1 - 2,000 円 ） \times 所得税率※2 = 減税額$$

※1…寄付金額は総所得金額等の 40%までが税額控除対象

※2…所得税率は課税される年間所得金額に応じて 5%~45%の段階

(4) 個人住民税の寄付金税額控除について

北照高等学校への寄付金を寄付金税額控除の対象として条例で指定している地方公共団体（北海道内の市町村）にお住まいの方は、個人住民税の寄付金税額控除の適用を受けることができます。内容の詳細については、お住まいの市町村税務担当課にお問い合わせください。

所得税の確定申告の際に、住民税の寄付金税額控除もあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除されます。所得税の確定申告をせずに住民税の控除のみを受ける場合は、ご寄付いただいた翌年 1 月 1 日現在お住まいの自治体へ申告してください。

(5) 控除額について

個人住民税の寄付金税額控除が受けられるかは、各自治体の条例により定められています。現在お住まいの自治体で個人住民税の寄付金税額控除が受けられるかは、直接自治体の担当課へお問合せください。